

## ■藤崎町結婚新生活支援事業 「講座の受講等の実施」について

藤崎町結婚新生活支援事業について、令和 8 年度より要件に「講座の受講等の実施」が追加されました。

夫婦共に、いずれか一つを実施していただく必要があります。

|   | 実施内容                                          | 実施例                                                                                         |
|---|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ライフデザイン支援講座の受講<br>(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む) | ・ 民間や自治体主催のセミナーへの参加及び開催<br>・ WEB 動画の視聴 など                                                   |
| 2 | プレコンセプションケア※ <sup>1</sup> に関する講座の受講           | ・ 民間や自治体主催のセミナーへの参加及び開催<br>・ WEB 動画の視聴 など                                                   |
| 3 | 医療機関への妊娠・出産に関する相談                             | ・ 妊娠の可能性があり受診した場合<br>・ 不妊治療やプレコンセプションケアに関する受診・相談<br>・ 妊婦健診、母親（両親）学級の受講 など<br>※保健師への相談も対象です。 |
| 4 | 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講            | ・ 民間や自治体主催のセミナーへの参加及び開催<br>・ WEB 動画の視聴 など<br>※こちらは夫のみの実施でも認められます。                           |

それぞれの実施形態での提出書類について、下記にまとめましたのでご確認ください。

| 実施の形態          | 証明方法                             | 備考                                        |
|----------------|----------------------------------|-------------------------------------------|
| 民間等の講座を受講する場合  | 受講証明書、修了証、領収証、参加者一覧などを提出         | 受講者の氏名が記載されていること                          |
| WEB 動画等を視聴する場合 | アンケートに回答(Google フォーム)<br>※別紙参照   | 夫婦でそれぞれに回答すること                            |
| 医療機関等での受診・相談   | 領収証、診療明細書、母子手帳の母親（両親）学級受講欄の写し など | 母親（両親）学級を夫婦で受けた場合は、医療機関にてその旨記載してもらってください。 |

どちらの場合も、「客観的に実施したことが認められる」書類等の提出が必要です。ご不明な場合は事務局へご相談ください。

(※1)プレコンセプションケアとは、男女問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組みのこと。(こども家庭庁 HP「はじめようプレコンセプションケア」より参照)

